

一般社団法人大学監査協会
2024年 7月 3日制定
2024年11月13日改訂
2025年 2月19日改訂

会計監査人の選任及び評価基準の策定に関する監事監査実施基準

第1章 目的等

(目的)

第1条 本基準は、令和5年改正私立学校法（以下、「改正私学法」という。）の下で、大臣所轄学校法人等（改正私立学校法第143条）に会計監査人の設置が義務付けられ（改正私立学校法第144条）、またそれ以外の学校法人についても、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができるとされた（改正私立学校法第18条）ことに伴い、会計監査人である公認会計士又は監査法人（改正私立学校法第81条。以下、「公認会計士等」という。）を選任するための基準を定めるとともに、会計監査人選任時の監事監査の要点及び会計監査人による会計監査の実施状況、並びに監査結果に対する監事監査の実施基準を定めるものである。

(定義)

第2条 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部統制 一般社団法人大学監査協会が定める「学校法人における内部統制に関する基準（2013年3月11日制定、2022年3月1日改訂。以下、「内部統制基準」という。）1.2に定めるプロセスをいう。
- 二 内部監査部門 内部統制基準Ⅱ2.4（2）②に定める内部監査部門をいう。
- 三 理事長等 学校法人の理事長及び理事をいう。
- 四 財務報告に係る内部統制 一般社団法人大学監査協会が定める「監事による内部統制に関する監査の実施基準（2022年3月1日制定。）第5条1号へに定める財務報告等の信頼性を確保するための体制をいう。
- 五 不正リスク 一般社団法人大学監査協会が定める「会計監査人との連携に関する実務指針」に定める不正による重要な虚偽表示のリスクをいう。
- 六 大臣所轄学校法人等 文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人であってその事業の規模又は事業を行う区域が私立学校法施行令第3条で定める以下の（1）、かつ、（2）の基準に該当するものをいう。
 - （1）最終会計年度に係る収支計算書に基づく経常的な収益の額が10億円以上であること
 - 又は最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計が20億円以上であ

ること。

- (2) 3以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校若しくは私立各種学校を設置すること、又はその設置する私立高等学校が学校教育法に規定する広域の通信制の課程を置くものであること。

第2章 会計監査人の選任選定基準及び会計監査人の選定時における監事の職務

(会計監査人の選任)

第3条 会計監査人を設置する学校法人は、改正私立学校法第81条第3項に定める欠格事由に該当しない公認会計士等のなかから、評議員会の決議をもって、適任と認める者を会計監査人として選任しなければならない。

2 理事会が評議員会に提出する会計監査人選任に係る議案の内容は、監事はその過半数の合意によって決定する(改正私学法第84条第2項)。

3 監事が会計監査人候補者を選定する場合には、選定対象の公認会計士等について、次条から第10条に定めるように、その概要、監査の実施体制、監査報酬見積額等について書面を入手し、面談、質問等を行わなければならない。

(公認会計士等からの概要の説明)

第4条 学校法人が会計監査人を選任する場合には、監事は、会計監査人の候補者である公認会計士等から、事前に、次の各号に掲げる事項について説明を受けるものとする。

- 一 その名称、所在地、代表者、品質管理責任者、沿革、監査実績等
- 二 学校法人業界における監査実績

2 前項の場合において、会計監査人の候補者である公認会計士等から当該公認会計士等又は監査法人その職員等に対する公認会計士法に基づく処分の有無について説明を受けたときは、監事は、当該処分に対して当該公認会計士等が行った対応の内容について確認しなければならない。

(品質管理体制)

第5条 学校法人が会計監査人を選任する場合には、監事は、会計監査人の候補者である公認会計士等から、事前に、品質管理に係る次の各号に掲げる事項について説明を受けるものとする。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査及び監査に準ずる業務並びにこれらに関する業務の契約の委任、継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを担保するための体制に関するその他の事項
- 四 不正リスクへの対応を含めた品質管理に関する方針及び手続に関する事項

- 2 前項の場合において、前任の会計監査人があるときには、監事は、会計監査人間の引継ぎに関する方針及び手続が適切に定められ、かつ、それらが遵守されていることを確認するものとする。
- 3 監事は、公認会計士等に対する日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取するものとする。その際、当該公認会計士等に改善勧告事項又は指摘事項がある場合には、既に改善済みか、又は根本的な原因分析に基づいて適切な改善計画が策定されているかを確認しなければならない。

(欠格事由に該当しないことの確認)

第6条 監事が会計監査人候補者を選定する場合には、会計監査人候補者である公認会計士等から、事前に、当該公認会計士等が、改正私学法第81条第3項に定める欠格事由に該当しないことについて説明を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、監事は、前項の公認会計士又は監査法人から誓約書等を入手しなければならない。

(監査法人の独立性の確認)

第7条 学校法人が会計監査人を選任する場合には、監事は、会計監査人候補者である公認会計士等の独立性に問題がないことを確認しなければならない。

- 2 前項の公認会計士等が、学校法人から非監査証明業務を受嘱している場合には、受嘱業務又はその報酬額が会計監査人としての独立性を阻害するおそれがないことを確認するものとする。

(監査の実施体制)

第8条 学校法人が会計監査人を選任する場合には、監事は、事前に、会計監査人候補者である公認会計士等が策定した会計監査計画の基本方針、重点事項及び日数等について説明を受け、これが学校法人の規模又は業務内容等を踏まえたリスクに配慮した内容であることを確認するものとする。

- 2 前項の場合において、監事は、前項の公認会計士等から、監事及び内部監査部門等との連携方針について説明を受け、これが合理的な内容であることを確認するものとする。

(監査チームの編成)

第9条 学校法人が会計監査人を選任する場合において、会計監査人の候補者である公認会計士等が本基準第12条に定める監査チームを編成するときは、その編成について説明を受け、これが当該学校法人の規模及び業務内容等を踏まえた合理的なものであることを確認するものとする。

(監査報酬見積額)

第10条 監事が会計監査人候補者を選定する場合には、会計監査人の候補者である公認会計士等から、監査報酬見積額の算定根拠について説明を受け、それが合理的なものであることを確認するものとする。

2 前項の場合において、監事は、前項の公認会計士等から、監査日程等に当初見積もりから大幅な変更が生じたときの対応方針について説明を受け、これが合理的なものであることを確認するものとする。

第3章 会計監査人監査の実施状況及び監査結果の評価

(会計監査人の品質管理システム)

第11条 学校法人の会計監査人に選任された公認会計士等は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結・更新から、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理システムを整備し、これを適切に運用しなければならない。

2 監事は、当該会計監査人から、前項の品質管理システムに係る概要書を受領し、次の各号に掲げる事項について、前回説明受領時からの変更点等を含め、整備及び運用の内容に関する説明を受け、品質管理システムの整備及び運用が適切に行われているかを確認し、評価する。

一 次のイからへに掲げる品質管理の責任に関する事項

イ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、実効的な経営機関を設け、組織的な運営が行われているか。また、経営機関の構成の選任が適切に行われているか。

ロ 監査法人が会計監査人に選定された場合に、当該監査法人が、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する機関を設け、その役割を明確にしているか。また、監督・評価機関の構成員の選任が適切に行われているか。

ハ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成できるように、適切な方針及び手続を定めているか。

ニ 会計監査人に選任された公認会計士等が、学校法人の理事者及び監事との間での監査上のリスク等についての意見交換、並びに監査の現場における学校法人との間での十分な意見交換を含めて、監査の現場からの必要な情報等を適宜共有し、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備しているか。

ホ 監査の方針及び手続においては、当該公認会計士等の最高経営責任者等が、公認会計士等の品質管理システムに関する最終的な責任を負っていることが明確にされているか。

ヘ 会計監査人に選任された公認会計士等が、品質管理の向上に向けた取組みを継続的にを行い、定期的にその実効性の評価を行っているか。

二 次のイからホに掲げる職業倫理及び独立性に関する事項

イ 会計監査人に選任された公認会計士等が、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、監査実施の責任者が、公認会計士等の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守

しているか。

ロ 会計監査人に選任された公認会計士等が、独立性が適切に保持されるための方針及び手続を定め、監査実施の責任者が当該公認会計士等の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守しているか。

ハ 会計監査人に選任された公認会計士等が、独立性に違反した場合の報告及びこれに対する適切な対応に関する方針及び手続を定めているか。

ニ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事する結果生ずる馴れ合い等、独立性を損なうリスクを許容可能な水準に軽減するセーフガードの必要性を決定する基準を設定しているか。また、監査の実施責任者及び審査担当者に係る方針及び手続を定めているか。

ホ 会計監査人に選任された公認会計士等が、当該学校法人から非監査証明業務を受嘱している場合には、その受嘱業務やその報酬額が監査業務の独立性を阻害するおそれがないか。

三 次のイからハに掲げる監査契約の新規締結・更新に関する事項

イ 会計監査人に選任された公認会計士等が、監査契約の新規締結・更新の判断に関する方針及び手続を定めているか。

ロ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査法人の規模・組織、監査実施者の確保の状況及び監査契約の新規締結・更新について、監査法人の定める方針及び手続に従って適切に行われているか勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しているか。

ハ 監事は、同項の公認会計士等から、次年度以降に係る会計監査計画の策定方針について説明を受け、報酬の大幅値上げ等監査契約締結に影響を及ぼす事項の有無について確認するものとする。

四 次のイからホに掲げる監査実施者の採用、教育、訓練、評価及び選任に関する事項

イ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査実施者の採用、教育、訓練及び評価に関する方針及び手続を定め、当該監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しているか。

ロ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査実施者の選任と構成に関する方針及び手続を定め、監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有し、かつ、監査業務に十分な時間を確保することができる監査実施者を選任しているか。

ハ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、監査実施の責任者が、監査業務補助者を使用するとき、当該監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有し、かつ監査業務に十分な時間を確保することができるか。

ニ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査実施者が共通に保持すべき価値観並びにそれを実践するための考え方及び行動に関する指針を有しているか。

人員配置や育成のためのローテーションなどにおいて、構成員の士気を高め、職業的懷疑心又は職業的専門家としての能力を十分に保持、発揮させるような工夫を行っているか。

ホ 会計監査人に選任された公認会計士等が、監査実施者が会計監査をめぐる課題、知見及び経験を共有し、積極的な議論を行うための開放的な組織文化や風土を醸成するための工夫を行っているか。

五 次のイからへに掲げる監査の実施に関する事項

イ 会計監査人に選任された公認会計士等が、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達し、適切な指示及び指導を行う体制を整備しているか。

ロ 監査法人が会計監査人に選任選定された場合に、当該監査法人が、監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定めているか。

ハ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、監査実施の責任者が、監査法人の定める方針及び手続に従って、監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得たとき、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分に検討されているか。

ニ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めているか。また、学校法人の状況等に応じて審査の範囲、担当者、時期等を考慮し、審査手続、審査上の判断及び審査意見の形成が行われているか。

ホ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、監査業務に係る審査の担当者として、十分な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有する者を選任しているか。

ヘ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、監査実施者又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査担当者等との間に判断の相違が生じたとき、その相違を解決するために必要な方針及び手続を定めているか。また、それらの方針及び手続に従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決しているか。

六 次のイから二に掲げる品質管理システムの監視に関する事項

イ 会計監査人に選任された公認会計士等が、品質管理システムに関する日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を定め、かつ、それらを遵守しているか。

ロ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、監査実施の品質管理システムの日常的監視及び定期的な検証によって発見した不備及び改善を要するとした事項が、品質管理システムの整備及び運用を担当する責任者並びに監査実施の責任者等に伝えられ、必要な措置が講じられているか。

ハ 会計監査人に選任された公認会計士等の監査実施の責任者が作成する監査意見が、前項により指摘された不備に影響されていないか。或いは、必要な措置が的確に講じられているか。

ニ 会計監査人に選任された公認会計士等が、監査実施者の不適切な行為、判断及び意見表

明、関連する法令に対する違反及び監査法人の定める品質管理システムへの抵触等に関して、公認会計士等の内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらを遵守しているか。

七 その他、次のイからニに掲げる事項

イ 会計監査人に選任された公認会計士等が、セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策基準等を定め、それらを遵守しているか。

ロ 会計監査人に選任された公認会計士等の最高経営責任者等が、監査業務の質を確保する公認会計士等の風土を醸成するための行動とメッセージを、教育、訓練、会議、意見交換、ニュースレター又は連絡文書などによって、監査実施者等の構成員に伝達しているか。

ハ 監査法人が会計監査人に選任された場合に、当該監査法人が、最高経営責任者等の取組を監督、評価する機関を設置し、必要な情報を提供する体制を整えているか。

ニ 会計監査人に選任された公認会計士等が、内部及び外部からの通報に対応する方針及び手続を整備し、提供された情報等を活用しているか。

3 学校法人の監事は、会計監査人に選任された会計監査人等から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した上で、問題がないかを確認するものとする。この場合、当該監事は、品質管理レビューにおける改善勧告事項又は検査による指摘事項がある場合には、それらが既に改善済みか、又は根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されているかを確認し、評価しなければならない。

(監査チーム)

第12条 監事は、会計監査人の監査を遂行するにあたり監査チームが構成されるときは、それを構成する公認会計士等から、次の各号に掲げる監査チームの独立性に関する事項について説明を受け、当該公認会計士の独立性が十分に担保されていることを確認し、評価するものとする。

一 監査チームが、関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続を遵守しているか。

二 監査チームの担当者が学校法人と長期又は密接な関係を有する場合に、学校法人の利益に過度にとらわれるという馴れ合いが生じていないか。

三 監査チームの職業倫理及び独立性に関する適切な研修を受ける時間が確保されているか。

第13条 監事は、前条の監査チームについて、当該監査チームが公認会計士としての職業的専門家として、正当な注意を払い、懐疑心を保持、発揮していることを確認し、評価するものとする。

第14条 監事は、第13条の監査チームについて、当該監査チームが当該学校法人の業務内容を理解した適切なメンバーにより構成され、当該学校法人のリスクを勘案した監査計画を

策定し、実施していることを確認し、評価するものとする。

(監査報酬)

第15条 監事は、監査報酬の水準、並びに非監査報酬がある場合にはその内容及び水準が適切であることを確認し、評価するものとする。

(監査の有効性及び効率性)

第16条 監事は、次の各号に掲げる事項に照らし、会計監査人である公認会計士等が、監査の有効性と効率性に配慮していることを確認し、評価する。

- 一 第13条の監査チーム内において、学校法人から入手した情報の共有に問題はないか。
- 二 合意したスケジュールと報告期限を遵守しているか。
- 三 監査の実施過程で識別した課題を解消するため、理事者や内部監査部門等と適時な打合わせを行っているか。
- 四 効果的かつ効率的な監査を実施するために、学校法人と監査の進め方について調整しているか。
- 五 監査チームが、IT を適切に活用しているか。

(監事とのコミュニケーション)

第17条 監事は、次の各号に掲げる事項に照らし、会計監査人である公認会計士等の監査実施の責任者及び現場責任者が監事と有効なコミュニケーションを行っていることを確認し、評価するものとする。

- 一 監査実施の責任者及び現場責任者が、監事に対し、近年の会計及び監査の一般的動向と、それが学校法人に及ぼす影響について情報を提供しているか。
- 二 監査実施の責任者及び現場責任者が、監事に、学校法人の会計監査対応及び会計業務執行能力に対する評価について、情報を提供しているか。
- 三 監査実施の責任者及び現場責任者が、監事に対し、(1) 学校法人が採用している会計方針及び会計上の見積りの合理性、(2) 事業計画等の将来予測の合理性、(3) 確認上の発送額と回答額との間に差異が発生した場合の監査手続、(4) 関連当事者との取引に係る監査手続、(5) 不正が発生しやすい領域及び形態並びにそれに対応する監査手続、(6) 期中で議論となった会計処理等の事項及び見解の生じた事項について、情報を提供しているか。
- 四 監査実施の責任者及び現場責任者が、監事に対し、特別な検討を必要とするリスクと当該リスクに対応する監査手続について、情報を提供しているか。
- 五 監査実施の責任者及び現場責任者が、監事に、専門家の利用状況及びその業務が適切であることの評価方法について、情報を提供しているか。
- 六 会計監査人が、内部統制部門から入手した学校法人の事業経営及び事業上のリスクに関

する情報を、会計監査人の実施するリスク評価に役立てているか。

(理事者との関係)

第18条 監事は、次の各号に掲げる事項に照らし、会計監査人である公認会計士等の監査実施の責任者及び現場責任者が、理事会若しくは担当理事又は内部統制部門等と有効なコミュニケーションを行っていることを確認し、評価するものとする。

- 一 理事会又は担当理事と会計監査人又は会計監査人の職務を遂行する監査チーム間で重要な見解の相違はなかったか、又は相違があった場合に、適時、適切に調整されたか。
- 二 監査実施の責任者及び現場責任者から、理事会若しくは担当理事又は内部統制部門等に対して、学校法人の財務報告実務に関する改善の必要性、財務報告に係る内部統制の改善の必要性、財務報告及び会計基準に関する動向、業界に関する視点、学校法人の法令遵守に関連する事項等に関する情報が適時、適切に提供されているか。
- 三 監査法人等の監査チームが、問題点の指摘などにおいて、当該学校法人の意向に影響されることなく、自己の見解を理事者に明確に伝えているか。

(不正リスク)

第19条 監事は、次の各号に掲げる事項に照らし、会計監査人である公認会計士等の品質管理体制において不正リスクに十分な配慮がなされていることを確認し、評価するものとする。

- 一 不正リスクへの対応を徹底するための職員教育が行われているか。
 - 二 監査実施者の業務の監督及び査閲に関する方針及び手続に不正リスクへの対応が適切に行われているか。
 - 三 不正の兆候の解明等に必要となる専門家の見解の取付けのための手続が定められているか。
 - 四 不正リスクに関連して公認会計士等に寄せられた情報を受付け、関連する監査チームに適時に伝達するための体制並びに監査チームの検討内容を当該公認会計士等の内部で検証する体制が構築されているか。
- 2 監事は、会計監査人である公認会計士等の監査チームが会計監査計画の策定に際し、学校法人の規模及び業務内容又は管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されていることを確認し、評価するものとする。